

宮崎県警察本部生活安全少年課だより

～いのち・じんけん・かのうせい～



《保護者のみなさん・学校の先生方へ》

もうすぐ冬休みがやってきます。子供たちが安全に安心して冬休みを過ごせるよう子供たちを守る立場として注意すべき点をまとめました。このリーフレットに書かれていることについて、ぜひ、お子さん(児童生徒)と話し合ってみてください。



◎ 夜間や早朝の行動に注意しよう

冬休みになると、クリスマスや初詣、初日の出など、楽しい行事が目白押しになる一方で、そのような行事をきっかけとして、子供だけの行動が羽目を外し、多くのトラブルや問題を引き起こしてしまうことがあります。

～夜間や早朝に子供だけで行動すると以下のようなリスク(危険性)が…～

【不良行為】

飲酒・喫煙・深夜はいかい 等



【犯罪被害】



【非行】

【初発型非行】万引き・自転車盗 等

【その他の犯罪行為】

【薬物乱用】

大麻、禁止成分配合等の危険ドラッグの使用、等

一般医薬品の大量服用(オーバードーズ)も大変危険で身体と心に大ダメージを与えます！
→悩みがあれば相談を

“これくらい大丈夫” “みんなやってるから” が、どんどんエスカレートして、大きなトラブルや危険につながっていきます!



◎ 交通安全に気をつけよう

年末年始になると交通量も増え、事故のリスクが高まります。特に、日が暮れて周囲が暗くなるのが早く、車からは歩行者・自転車の姿が見えにくくなるので、明るい服装の着用や反射材を活用しましょう。加害者にも被害者にもなりませんように…。

～運転中の携帯電話等使用等禁止について いわゆる「ながらスマホ」への罰則強化～

【道路交通法改正(R6.11.1.施行)】

自転車の危険な運転について

- 「ながらスマホ」
(乗車中に手に持って通話、画面注視など)
→6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 「ながらスマホ」で事故など
交通の危険を生じさせた場合
→1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



【自転車安全利用五則を守りましょう!!】

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



※ヘルメット非着用時の事故時致死率は着用時の約2.7倍というデータあり(R1～5)

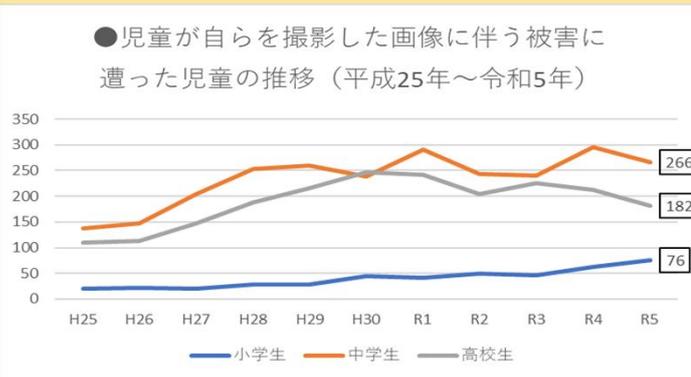
◎ インターネット・SNSなどは安全に利用しよう

冬休みになると、子供たちのスマートフォン等を使う時間が増えます。インターネットやSNSは、便利で楽しいものですが、同時に様々なりスク(危険性)があります。

【性的な画像を「撮らない!送らない!保存しない!」】



- ✓ 自分の裸や下着の写真を撮ったり送ったりしない!
- ✓ 相手に裸や下着の写真を送らせたり、投稿させたりしない!
- ✓ 誰かの性的な画像等が送られてきたら、そのままにせず信頼できる大人に相談する!



- 自撮り画像に伴う被害が増加しています。(小学生の被害が増加傾向)一度ネット上に流出した画像を全て削除・回収することはできません。
- 人からもらった裸の画像や動画を転送するだけでも犯罪になります。知らなかったでは済まされません。
- 女の子だけでなく、男の子も被害に遭っています。

※ 数値は、全国のデータ。
『少年非行及び子供の性被害の状況(警察庁資料)』より

《事例》SNSを通じて知り合った異性とやりとりをするうちに、『お互いに裸の画像を交換しよう』となった。迷っているうちに、先に相手から裸の画像が送られてきて、催促されて自分の裸の画像を送ってしまった。→その後、相手から脅迫されることになってしまった。



【闇バイトの勧誘に注意!】

闇バイトとは?→SNSなどで、短時間で高収入が得られるなどをうたい文句にしていますが、実際は犯罪実行者の募集です。知人や先輩からの勧誘もあります。

- ✓ 「高額収入」「ホワイト案件」「即日現金」など甘い言葉に気をつける!
- ✓ 「氏名・住所」「学生証」「顔写真」などの個人情報渡さない!
- ✓ 匿名性の高い通信アプリのインストールや使用を指示されても従わない!



《事例》「荷物や書類を取りに行くだけ」「荷物を受け取る、運搬するだけ」という募集に「遊ぶためのお金が欲しい」「1回だけなら大丈夫」「嫌になったらやめればいい」といった安易な考えで応募した。→その後、やめたくても応募の時に送った個人情報などから「学校にバラす」「家族に危害を加える」と犯罪組織から脅され、逮捕されるまでやめられなかった。



- 応募してしまうと、組織に都合良く利用された後は「捨て駒」として切り捨てられます。もし、「申し込んでしまった…」「闇バイトから抜け出せない…」「脅されている…」という場合は、一人では解決できませんので、被害がそれ以上大きくなる前に、勇気を出して家族や警察に相談しましょう。

冬休みに入るこの機会に以下の内容(家庭内ルールの例)も親子で一緒に確認してみましょう!!

- 利用料金や利用時間を決める。
- 氏名等の情報や写真など個人を特定される情報を書き込まない。
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。
- 困ったことがあれば、必ずすぐに保護者に相談する。
- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
- 保護者や他人のID・パスワードを勝手に使わない。
- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない、送らない。
- 「家庭内ルール」を守れなかった時のルールを決める。



←被害防止のためのマンガや動画を紹介【警察庁Webサイト子供の性被害対策】

『闇バイト』など防犯に関する動画を紹介【政府広報オンライン】→

